

岩倉市就労準備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就労に必要な実践的な知識、技能等が不足しているだけでなく、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、長期の未就労の期間がある、就労意欲が低下している等の複合的な課題があり、就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施し、生活困窮状態から脱することを目的として実施する岩倉市就労準備支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岩倉市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体（以下「委託事業者」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(支援対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、岩倉市内に在住している者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 次のいずれにも該当する者

(ア) 申請日（第7条の規定による申請をする日をいう。以下同じ。）

の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税均等割が課されていない者の収入の額を1.2で除して得た額（以下「基準額」という。）に、住宅扶助基準に基づく額（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）第7の4(1)ア及びオの額（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第

7の56に基づく運用を行っている場合は、当該限度額)をいう。)を合算した額以下であること。

(イ) 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

イ アに該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者

(ア) ア(ア)又は(イ)に規定する額のうち、把握することが困難なものがある者

(イ) アに該当しない者であって、ア(ア)又は(イ)に該当する者となるおそれがある者

(ウ) 市長が事業による支援が必要と認める者

(2) 生活保護受給者のうち、次のいずれにも該当する者

ア 就労に向けた複合的な課題を抱え、直ちに就職することが困難であること。

イ 生活習慣の形成及び改善を行い、社会参加に必要な基礎技能等を習得することにより就労が見込まれること。

ウ 事業への参加を希望すること。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 就労準備支援プログラムの作成及び見直し

支援を効果的かつ効率的に実施するため、事業を利用する者(以下「利用者」という。)が抱える課題並びに支援の目標及び具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

(2) 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい及び手洗い、規則正しい起床及び就寝、バランスのとれた食事の摂取並びに適切な身だしなみに関する助言、指導等を行う。

(3) 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援及び地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

(4) 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法及び知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供及びビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

(5) 協力事業所等の開拓

(6) 自立相談支援機関等との連携及び情報共有

第2号から第4号までに規定する支援の実施に当たっては、自立相談支援機関等と連携することで、支援対象者の状況を十分把握し、支援対象者に必要な支援が行われるよう、計画的な支援を行う。また、自立相談支援機関等と支援状況の経過を共有する。

(支援期間)

第5条 事業における支援期間は、原則として1年を超えない期間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、1年を超える期間とすることができる。

(就労準備支援担当者の配置)

第6条 委託事業者は、事業の実施に当たっては、就労準備支援を行う担当者（以下「就労準備支援担当者」という。）を配置するものとする。

2 就労準備支援担当者は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者、就労支援業務に従事していた者その他の生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる者でなければならない。

(利用の申請)

第7条 支援対象者は、事業を利用しようとするときは、自立相談支援機関が別に定める就労準備支援事業申請書兼同意書を提出しなければならない。

(支援の終了)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対する支援を終了するものとする。

(1) 当該利用者が就労準備支援プログラムを修了したとき。

(2) 当該利用者が就職したとき。

(3) 自立相談支援機関が当該利用者の支援を他事業、他機関等に引き継いだとき。

(4) 1か月以上連絡がつかない、他の利用者の迷惑となる行為を繰り返す等自立相談支援機関が支援の継続が困難と判断したとき。

(5) 当該利用者が死亡したとき。

(6) 当該利用者から支援の辞退の申出があったとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。